

第3次三条市食育の推進と農業の振興に関する計画

令和6年度の主な取組の進捗状況と 令和7年度の主な取組の方向性

1 計画の体系

基本理念

「食と農が支える健康で心豊かに暮らせるまち」

市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する豊かで住みよい生き生きしたまちを目指します。

基本的視点	基本方針	主要施策	主な取組
1 食を通じた健康づくり	(1) 望ましい食習慣の定着	心身の健康のための適切な栄養摂取の推進	①保健事業等における健康教育の実施 ②子どもと保護者に対する食育の充実 ③米飯給食の実施
		減塩の推進	①減塩に関する健康教育や食環境整備の推進 ②企業における食に関する健康教育の充実
		共食の推進	①地域と連携した高齢者の共食機会の創出 ②家庭における共食の普及啓発
		和食文化の推進	①保育所や学校の給食を活用した和食文化の啓発 ②関係団体と連携した和食文化の啓発
	(2) 食育推進の意識向上	食育の理解促進	①企業や関係者と連携した食育の推進 ②ICT等を活用した食育の推進
2 食と農で豊かな暮らしの実現	(1) 地域の農産物及び農業への理解促進	地産地消の推進	①食育活動や農業体験等を通じた消費者と生産者等の交流 ②地場農産物の浸透
		農地、農村の維持	①多面的機能を支える共同活動への支援
		心身の健康のための適切な栄養摂取の推進〔再掲〕	①保健事業等における健康教育の実施〔再掲〕 ②子どもと保護者に対する食育の充実〔再掲〕 ③米飯給食の実施〔再掲〕
3 持続可能な農業基盤の確立	(1) 農業所得の向上	水田農業の高収益化	①担い手への農地の集積、集約の促進 ②収益性の高い園芸作物への転換、拡大の支援
		農産物の高付加価値化	①情報発信、販売促進活動の実施 ②環境と調和した農業の推進 ③ふるさと納税を活用した情報発信 ④下田産米の高付加価値化、ブランド力の向上
	(2) 果樹農業の振興	競争力のある果樹産地の育成	①関係機関や生産者と連携した担い手の確保 ②プロモーション活動の実施 ③ふるさと納税を活用した情報発信
	(3) 中山間地域農業の振興	農地、農村の維持〔再掲〕	①農業生産基盤の維持等への支援 ②多面的機能を支える共同活動への支援 ③侵入防止、捕獲、共生環境整備等による総合的な有害鳥獣対策の推進

2 基本方針別の主な取組及び評価指標

1 食育の視点 食を通じた健康づくり

基本方針(1) 望ましい食習慣の定着

【主要施策】

※共食とは、「家族や友人と一緒に食事をする事」で、必要に応じて感染症の対策を行って取り組みます。

項 目	主な取組
心身の健康のための適切な栄養摂取の推進 適切な栄養の摂取に優れている「米飯を主食とした主菜、副菜がそろった食事」の実践に向けて、個人の健康に対する関心度やライフステージに応じた取組を推進する。	①保健事業等における健康教育の実施 ②子どもと保護者に対する食育の充実 ③米飯給食の実施
減塩の推進 適塩の啓発活動を推進するとともに、おいしく、適切な塩分量の総菜及び食事を市内小売店や飲食店で提供する等の食環境の整備等を行う。	①減塩に関する健康教育や食環境整備の推進 ②企業における食に関する健康教育の充実
共食※の推進 高齢者の孤食解消及び子どもの心身の健康づくりのために、家庭での共食を推進する。	①地域と連携した高齢者の共食機会の拡大 ②家庭における共食の普及啓発
和食文化の推進 和食文化を次世代に伝えるため、給食の活用や地域の関係者との連携により啓発を行う。	①保育所や学校の給食を活用した和食文化の啓発 ②関係団体と連携した和食文化の啓発

【主な取組の進捗状況と次年度の方向性】

➤ 心身の健康のための適切な栄養摂取の推進

【令和6年度の取組の進捗状況（11月末現在）と課題】

- ・ 保育所において、新潟県小児肥満等発育調査結果に基づく栄養相談(2回 延べ104人)、保護者食育講話(28施設、515人)を実施。参加者からは朝食に副食を組み合わせることや適塩に取り組みたい等の声が多く、食生活改善の動機付けとなった。
- ・ 市内小中学校(23校、871人)及び高校(4校、359人)において、食育授業を実施。市内小5・中1を対象とした血液検査等の身体状況調査(8回、参加者811人、参加率57.4%)と、その結果に基づく相談会(13回、保護者138人、児童・生徒131人、参加率44.7%)を実施。特に相談会参加者では、「主食、主菜、副菜をそろえて食べる事」などの食習慣が改善しており、参加された方は生活習慣を見直す良い機会となった。一方で、身体状況調査や相談会の参加率が減少傾向であることから、参加しやすい日程の設定、申込みの利便性の向上、事業の周知の検討が必要である。
- ・ 学校食育推進事業について、栄養教諭や養護教諭などの関係者と意見交換しながら取組を進めるため、関係者連絡会を2月に開催予定

- 子どもの食事に関する相談事例から、適切な栄養の摂取ができていない子どもの背景を整理した。養育者が調理時間の確保が困難な場合や、健康な食事に関する知識や技術が不足している可能性が見られた。栄養の知識と合わせて調理技術を伝える場面を検討する必要がある。
 - 市で今年度実施した小5・中1を対象とした生活実態調査では、朝食に主食・主菜・副菜を揃えられない理由として小中ともに「調理する時間がない」が31%と最も多く、「経済的に難しい」は小5は2%、中1は4%であった。
- 栄養バランスに配慮した食事ができるように、クックパッドを活用し、時短メニューなどの献立を発信(年12回のうち8回済)。健康づくり課公式LINEアカウントを活用し、短時間で調理できる料理動画を配信(年6回のうち4回済)
 - レシピの検索に関する調査を食育推進事業参加者に対し、9～10月に実施したところ、検索の媒体はレシピサイト又はアプリが最も多く、そのうちクックパッドが58%と最も多かった。
- 市内スーパー等16店舗にレシピカードを設置した(年4回のうち3回済)。店舗からは、設置枚数を増やして欲しいという声があった。
- 学校給食では、主に米飯を主食とした給食を提供している。

【令和7年度の主な取組の方向性】※括弧内の番号は、1ページ「計画の体系」で示した主な取組と関連する番号を示している。

- 保育所及び学校食育推進事業、保健事業等において、栄養バランスに配慮した食事について啓発する。(①②)
- 市内小中学校及び市内高校において、食育授業を実施する。市内小5・中1を対象とした血液検査等の身体状況調査及びその結果に基づく相談会について、平日の夕方や土日開催の設定、電子申請による申込の検討を行う。また、関係者連絡会を年1回開催する。(②)
- 栄養の知識と合わせて調理技術を伝えるため、親子等で参加できる食育教室を試行的に実施するとともに、今後の取組の検討を行う。(②)
- クックパッドを活用し、時短メニューなどの献立を発信するとともに、利便性向上のために主食、主菜、副菜の料理区分の表示や調理工程の写真の追加等を行う。また、クックパッドのQRコードを付したパンフレットを保健事業で配布するとともに、市のSNSで情報発信を実施する。(①②)
- 市内スーパー等に店舗の要望を踏まえた数のレシピカードを年4回設置する。(①②)
- 学校給食では、主に米飯を主食とした給食を提供していく。(③)

➤ 減塩の推進

【令和6年度取組の進捗状況(11月末現在)と課題】

- 市民の塩分摂取量の実態を掲載したパンフレットを活用して、保護者食育講話(28施設、515人)や健診会場での啓発(18回、2,976人)を実施
- セット健診受診者に対して、推定塩分摂取量調査(597人)と健診結果説明会(23人)を実施。推定塩分摂取量が10g/日以上の人に対して結果説明会を再度案内したが、結果説明会への塩分調査対象者の参加率が低いことから、指導機会の設定について検討する必要がある。
- 市内企業に健康教育メニューを提示し、希望があった企業に対して推定塩分摂取量調査及び事後指導を実施(2社 226人)。昨年度から継続して取り組み、そのうち1社では、女性で塩分摂取量等が減少し、カリウム摂取量が増加するなど改善が見られた。
- 市内スーパー等16店舗にレシピカードを設置した(年4回のうち3回済)。店舗からは、設置枚数を増やして欲しいという声があった。(再掲)
- 減塩作戦協力店舗及びスマートミール認証店舗が5店舗増加し、31店舗となった。広報誌やSNSを活用して周知を行った。
- これまで取り組んだ減塩の取組(減塩作戦、スマートミール、啓発活動、推定塩分摂取量調査及び事後指導)が市民の塩分摂取量等に影響したか確認した。健診受診者における塩分摂取量の平均値は、減塩の取組前の平成27年度の男性10.1g、女性9.7gと比較して令和5年度では男性8.6g、女性8.4gであり、市民の塩分摂取量が減少(男性-1.5g、女性-1.3g)していることが分かった。

【令和7年度の主な取組の方向性】

- ・ 保育所食育推進事業や保健事業等において、適塩の啓発を行う。(①)
- ・ セット健診受診者に対して、推定塩分摂取量調査を実施する。また、塩分調査対象者への指導機会を確保するため、集団健診会場のセット健診において、新たにプレ指導を実施する。(①)
- ・ 市内企業に、健康教育や啓発のメニューを提示し、希望する企業の従業員に推定塩分摂取量調査及び事後指導を実施する。(②)
- ・ 市内スーパー等に店舗の要望を踏まえた数のレシピカードを年4回設置する。(①)(再掲)
- ・ 減塩商品の提供に協力する店舗やスマートミール提供店舗を拡大する。(①)

➤ 共食の推進

【令和6年度取組の進捗状況(11月末現在)と課題】

- ・ 保育所において保護者食育講話を実施(28施設、515人)(再掲)
- ・ 高齢者の共食推進事業を食生活改善推進委員協議会に委託し、集いの場において、フレイル予防の啓発と合わせて実施(11会場、124人)
- ・ 公民館で飲食店のケータリングサービスを利用した「公民館で料亭の味」を実施(2会場、22人)。1人暮らしの方など、普段共食する機会が少ない人などの参加も多く、共食する良い機会となった。
- ・ 三条別院のイベントと連携して共食の取組を実施(延べ10回、137人)

【令和7年度の主な取組の方向性】

- ・ 保育所及び学校食育推進事業の中で、保護者に子どもの共食の大切さについて周知する。(②)
- ・ 高齢者の共食推進事業を食生活改善推進委員協議会に委託し、引き続き集いの場の状況に合わせて取組を進める。(①)
- ・ 公民館で飲食店のケータリングサービスを利用した「公民館で料亭の味」を実施し、共食の場を提供する。(①)
- ・ 三条別院と連携し、イベント等において共食の取組を実施する。(①)

➤ 和食文化の推進

【令和6年度取組の進捗状況(11月末現在)と課題】

- ・ 保育所(園)における食育活動において、子どもや保護者に箸の持ち方の指導を実施(市内24施設、延べ67回、延べ1,016人)。家庭用に啓発資料の配布や、施設での保育活動用に練習用具の貸出しを行った。
- ・ 保育所食育講話(28施設、515人)において、和食文化の啓発を実施(再掲)
- ・ 和食文化普及月間に合わせて公民館で飲食店のケータリングサービスを利用した「公民館で料亭の味」を実施(2会場、22人)。和食のミニ料理講座が参考になったという意見が多かった。(再掲)
- ・ 和食文化継承の取組を三条まんま塾に委託し、郷土料理の専門家を講師に調理実習を行うなど、和食文化推進事業を実施(2回、41人)。

【令和 7 年度の主な取組の方向性】

- 保育所(園)等の食育推進事業において、箸の持ち方の指導を始めとした和食の食事作法について、家庭や保育所(園)等と連携して取り組む。(①)
- 保育所食育講話において、和食文化の啓発を実施する。(①)
- 和食文化普及月間に合わせて公民館で飲食店のケータリングサービスを利用した「公民館で料亭の味」を実施し、引き続き和食文化の啓発を行う。(②) (再掲)
- 引き続き和食文化継承の取組を三条まんま塾に委託し、連携して和食文化の啓発に取り組む。(②)

【主要施策】

項 目	主な取組
食育の理解促進 市民が楽しみながら食に関心を持てるよう、保育所や学校、民間事業者、地区組織など様々な関係者と連携し、体験活動等を取り入れた取組を推進する。	①企業や関係者と連携した食育の推進 ②ICT等を活用した食育の推進

【主な取組の進捗状況と次年度の方向性】

➤ 食育の理解促進

【令和6年度の取組の進捗状況（11月末現在）と課題】

- ・ 市内企業に健康教育メニューを提示し、希望があった企業に対して推定塩分摂取量調査及び事後指導を実施（2社 226人）（再掲）
- ・ 減塩作戦協力店舗及びスマートミール認証店舗が5店舗増加し、31店舗となった。広報誌やSNSを活用して周知を行った。（再掲）
- ・ 市内スーパー等16店舗にレシピカードを設置した（年4回のうち3回済）。店舗からは、設置枚数を増やして欲しいという声があった。（再掲）
- ・ 毎月19日の「食育の日」に合わせて食育メールを市HPやSNSで発信するとともに、印刷物を市内公民館に設置した（年12回のうち8回済）。減塩や災害時の食の備えなど、食に関して時季に合わせたテーマを設定し啓発した。

【令和7年度的主要取組の方向性】

- ・ 市内企業に健康教育や啓発のメニューを提示し、希望する企業の従業員に推定塩分摂取量調査及び事後指導を実施する。（再掲）（①）
- ・ 減塩商品の提供に協力する店舗やスマートミール提供店舗を引き続き拡大する。（①）（再掲）
- ・ 市内スーパー等に店舗の要望を踏まえた数のレシピカードを年4回設置する。（①）（再掲）
- ・ 毎月19日の「食育の日」に合わせて食育メールを発信する。（②）

2 基本方針別の主な取組及び評価指標

2 食育と農業の視点 食と農で豊かな暮らしの実現

基本方針(1) 地域の農産物及び農業への理解促進

【主要施策】

項 目	主な取組
地産地消の推進 食料や農業を取り巻く環境とその課題を生産者や食品関連事業者、消費者で共有し、共に考え支え合う風土づくりが重要であることから、それらの交流機会の充実を図る。 また、地域農作物への関心の向上及び需要の喚起に取り組む。	①食育活動や農業体験等を通じた消費者と生産者等の交流 ②地場農産物の浸透
農地、農村の維持 適切に農業生産基盤を維持するとともに、農業が持つ多面的機能が発揮されるよう、農業用施設の長寿命化、質的向上を図る共同活動を支援し、地域農業への理解を促進する。	①多面的機能を支える共同活動への支援
心身の健康のための適切な栄養摂取の推進(再掲) 適切な栄養の摂取に優れている「米飯を主食とした主菜、副菜がそろった食事」の実践に向けて、個人の健康に対する関心度やライフステージに応じた取組を推進する。	①保健事業等における健康教育の実施 ②子どもと保護者に対する食育の充実 ③米飯給食の実施

【主な取組の進捗状況と次年度の方針】 ※再掲項目は省略

➤ 地産地消の推進

【令和6年度の取組の進捗状況（11月末現在）と課題】

- 農業体験交流センターでは、544名が農園で栽培や収穫等の作業に携わったほか、野菜講座（座学）で334名が参加した。小学校では、5年生を中心に、田植えや稲刈り、果樹剪定から収穫、収穫物の販売等の体験学習を行った。
- 食と農に関係する人々や団体が協働で活動する、三条まんま塾では、栽培講座や園芸イベントを実施したほか、地域農産物の販売情報や農園での収穫体験情報などを、まんま塾公式LINEで46回発信した。（11月末現在のLINE登録者数は1,150名）

【令和7年度の主な取組の方針】

- 地域の農業や農産物、食への理解促進に向け、農業体験交流センターでの農業体験や講座の実施のほか、関係団体や教育活動による体験や情報発信等の取組において、より多くの参加者の獲得や、多様な関係者との連携などの内容の充実が図られるよう、関係者と協議しながら進めていく。（①②）

➤ 農地、農村の維持

【令和6年度の実施の進捗状況（11月末現在）と課題】

- 複数集落で組織する広域協定を含む全6活動組織に対し、多面的機能支払交付金により、農業用施設の長寿命化や機能維持を図る共同活動を支援している。

【令和7年度の実施の方向性】

- 農業生産基盤の維持と農業が持つ多面的機能の発揮に向けて、多面的機能支払制度の活用において、農地や農業用施設の維持のほか、鳥獣被害等の地域特有の課題に即した活動に取り組めるよう、他地域での実施事例の紹介などを行いながら、地域の共同活動を支援していく。（①）

2 基本方針別の主な取組及び評価指標

3 農業の視点 持続可能な農業基盤の確立

基本方針(1) 農業所得の向上

【主要施策】

※園芸作物とは、野菜、果樹及び花きを含む作物の総称

項 目	主な取組
水田農業の高収益化、効率化 水田農業の収益増加には、生産コストを下げるのが有効であるため、農地の集積・集約化や生産の効率化の取組を支援する。	①担い手への農地の集積、集約の推進 ②収益性の高い園芸作物※への転換、拡大の支援
農産物の高付加価値化 販売価格が農作物の生産コストに見合っていない状況を改善し、品質に合った価格決定力を持つよう、豊かな自然などの生産環境の見える化や活用により付加価値を高める取組への支援やプロモーション活動によるブランド力の向上に取り組む。	①情報発信、販売促進活動の実施 ②環境と調和した農業の推進 ③ふるさと納税を活用した情報発信 ④下田産米の高付加価値化、ブランド力の向上

【主な取組の進捗状況と次年度の方向性】

➤ 水田農業の高収益化、効率化

【令和6年度の取組の進捗状況（11月末現在）と課題】

- ・ 経営規模の拡大を図る農業者を支援する農業機械等導入補助金では、16経営体に支援（応募は20経営体）したほか、県補助事業の活用により1経営体を支援した。
- ・ 農業生産の効率化と担い手への農地の集積を図る、ほ場整備については、南五百川地区（7.5ha）及び新屋地区（10.7ha）では測量設計を進め、柳場新田地域（38.1ha）では事業採択の手続きを進めている。
- ・ 将来の農地利用の姿などをまとめる地域計画については、全4地区の計画策定に向けて、農家組合長・農業法人（228名参加）のほか、農業委員会、JA、土地改良区等の関係団体により、7回の協議の場を開催した。（令和7年3月策定予定）
- ・ 地域計画については、今後の農地の利用についての地域での話し合いを活性化していくことが必要である。

【令和7年度の主な取組の方向性】

- ・ 農業生産の効率化と担い手への農地の集積・集約を進めるため、引き続き、経営規模の拡大を図る農業者に対する市及び国県の補助による支援や、ほ場整備事業を進めていくとともに、地域での農地利用のあり方の話し合いが進められるよう、農業委員、農地利用最適化推進委員を始め、関係機関が連携し、情報提供等のサポートを行っていく。（①、②）

➤ 農産物の高付加価値化

【令和6年度の取組の進捗状況（11月末現在）と課題】

- しただ米市場拡大推進協議会では、海外販路開拓活動として、イタリア及びフィンランドで商談会を開催し、現地バイヤーや消費者から評価を得ることができた。また、国内PR活動として、銀座・新潟情報館 THE NIIGATAを始め、各種イベント等へ出展し、新たな受注や取引の相談につながった。（R6協議会関連の販売量105.4 t。うち海外20.5 t）
- 地域の農業者の連携により幅広い販売先が獲得できるよう、活動だよりの発行や活動説明会を開催するとともにオリジナルデザインパッケージを作成した。
- 自然豊かな地域特性を活かすため、オーガニック市場の動向に関する講演会や特別栽培に関する研修会を実施した。
- 今後、しただ米の直接販売量の増加と高付加価値化に向け、参画者の増加と併せ、主体的かつ持続的な活動が展開できる体制づくりが必要である。

【令和7年度の主な取組の方向性】

- しただ米の取組については、これまでの活動を通じて得た成果や人脈を活かしながら、生産者や販売業者の自主的な活動として継続していけるよう支援していく。（④）

2 基本方針別の主な取組及び評価指標

基本方針(2)

果樹農業の振興

【主要施策】

項 目	主な取組
競争力のある果樹産地の育成 人将来的な生産量の確保と産地としてのブランド力の向上に向け、関係機関や生産者と連携した育成事業を展開する。	①関係機関や生産者と連携した担い手の確保 ②プロモーション活動の実施 ③ふるさと納税を活用した情報発信

【主な取組の進捗状況と次年度の方針】

➤ 競争力のある果樹産地の育成

【令和6年度の取組の進捗状況（11月末現在）と課題】

- ・ 首都圏の10社14店舗のパティシエ・店と連携し、8月から12月にかけて、桃・ぶどう・ル・レクチエの3弾に渡る創作スイーツの販売、SNSを活用した情報発信及びプレゼントキャンペーンを実施した。（販売数 約10,000個、SNS 約10,700いいね、プレゼント 56件応募）
- ・ 上記取組を通じて、ル・レクチエ解禁イベントの開催、ラジオ放送、専門誌掲載などにより情報発信ができた。
- ・ 果物を中心に海外販路開拓に取り組むオール新潟農産物輸出協議会に対し、香港及びニューヨークでの販売促進活動を支援した。和梨など、国内の2～3倍の値付けにも関わらず、即時完売するなど手応えを得ている。
- ・ 果物を返礼品としたふるさと納税の寄附額は、1億8,400万円（前年同期＋3,300万円）となった。

【令和7年度の主な取組の方針】

- ・ 三条産果物や果樹産地の認知度及びブランド力の向上に向け、連携する首都圏パティシエや店舗を増加と関係強化によるプロモーション活動の充実を図る。（②）
- ・ 国内需要の減少等を見据え、海外販路の開拓を推進するため、果物等の輸出に取り組む協議会の活動への支援を継続する。
- ・ 全国への認知度向上に寄与する、ふるさと納税については、返礼品提供事業者の新規開拓や新規返礼品の開発等による供給量の確保に努めていく。（③）

2 基本方針別の主な取組及び評価指標

基本方針(3)

中山間地域農業の振興

【主要施策】

項 目	主な取組
農地、農村の維持（再掲） 適切に農業生産基盤を維持するとともに、農業が持つ多面的機能が発揮されるよう、農業用施設の長寿命化、質的向上を図る共同活動を支援し、地域農業への理解を促進する。	①農業生産基盤の維持等への支援 ②多面的機能を支える協働活動への支援 ③侵入防止、捕獲、共生環境整備等による総合的な有害鳥獣対策の推進

【主な取組の進捗状況と次年度の方針】

➤ 農地、農村の維持（再掲）

【令和6年度の取組の進捗状況（11月末現在）と課題】

- ・ 中山間地域等直接支払制度を活用し、20の集落協定組織が話し合いで定めた将来像の指針（集落戦略）に基づく活動を支援した。
- ・ 鳥獣被害対策については、県や猟友会と連携した取組により、イノシシでは約30頭、ニホンザルは約60頭、ニホンジカ2頭を捕獲した。また、有害鳥獣捕獲の担い手の確保に向けて、7名に狩猟免許の取得に要する費用への支援を行った。
- ・ 電気柵の設置による侵入防止対策は、3自治会を支援、緩衝帯整備による環境管理対策は、7自治会を支援した。
- ・ 地球温暖化や里山の生活の変化などから、野生動物の生息域が拡大している中、有害鳥獣の個体数管理、侵入防止対策、生息環境管理の視点から、総合的に進めていく必要がある。

【令和7年度の主な取組の方針】

- ・ 水路や農道の管理などの農業生産活動や、景観形成作物の作付などの多面的機能を増進する活動に対し支払われる中山間地域等直接支払制度を活用し、20組織が行う取組を支援する。（①②）
- ・ 地元猟友会と連携した捕獲活動の強化を図るとともに、地域が行う電気柵や緩衝帯の整備への支援、有害鳥獣捕獲の担い手確保に向けた銃猟免許取得への補助などを行っていく（③）